

○罹災者に対する扶助費及び葬祭費の支給規則

天災地変その他やむを得ない理由により災害を受けた場合に支給します。

【対象と支給額】

- (1) 全壊の場合、一世帯につき扶助費5万円（間借人その世帯1万5千円）
- (2) 半壊の場合、一世帯につき扶助費2万円（間借人その世帯8千円）
- (3) 非住家においては、全壊若しくは解体した場合、住家を超えない範囲で支給します。
- (4) 災害を受けて死亡した者は、1人につき葬祭費として1万円を支給します。

【問い合わせ先】

福祉課 0964-47-1116（直通）